

## 第3部 多様な主体の連携・協働による消費者教育の推進体制づくり

### くりと支援

#### 1. 文部科学省の取組

平成25年度より、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されることとなるよう、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制づくりの支援のため、連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究のほか、「消費者教育フェスタ」や「消費者教育アドバイザー」の派遣等の取組を実施。

#### 消費者教育フェスタ

##### ◇ 趣 旨

文部科学省の消費者教育に関する事業（生涯学習政策局、初等中等教育局）の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図るため、平成22年度より実施。

##### ◇ 主 催 文部科学省

##### ◇ 協 力 社会的責任に関する円卓会議

＜社会的責任に関する円卓会議＞

多様な主体（事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、金融、行政）が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み。（平成21年3月設立）

##### ◇ 主な参加者 教育委員会関係者、消費者行政関係者、大学関係者、消費者教育

##### ◇ これまでの実績

- ・平成22年度 平成23年2月22日、23日 （文部科学省講堂）
- ・平成23年度 平成24年1月18日 （文部科学省講堂）  
平成24年2月22日、23日 （岐阜県岐阜市）  
岐阜県、岐阜市、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会と共催
- ・平成24年度 平成25年1月30日、31日 （兵庫県神戸市）  
神戸市、神戸市教育委員会、神戸市消費者協会と共催  
平成25年2月27日、28日 （東京都 イイノホール）

## 平成25年度消費者教育フェスタ

### 平成25年度 消費者教育フェスタ in 札幌

札幌会場のフェスタにおいては、多くの関係者の参加が促されるよう、平成25年度「地方消費者グループ・フォーラム」(北海道ブロック実行委員会及び消費者庁主催)と連携して開催した。

まず、グループ・フォーラムにおいて、基調講演、パネルディスカッション、取組報告といった講義形式のプログラムの実施後、消費者教育フェスタとして、ワークショップ形式(ワールド・カフェ方式で実施)のプログラムを実施。参加者がお互いの活動について知り、目的を共有しながら意見交換することを通じて、個々の活動について振り返り、自らの立場でどのようなことができるのかを考え、連携・協働による消費者教育推進のきっかけの場となった。また、このような手法を、ネットワークづくりのための1つのモデルとして提示する機会となった。

- ◇日時 平成25年12月5日(木)10:00~16:30 ※うち地方消費者グループ・フォーラムin北海道 10:00~14:15
- ◇会場 北海道建設会館(札幌市)
- ◇主催 文部科学省 ◇協力 消費者庁、社会的責任に関する円卓会議
- ◇参加者 教育委員会、消費者行政担当部局(消費生活センター)、教職員、大学、消費者団体、企業・事業者団体等から144名

#### グループ・フォーラムin北海道

- 基調講演
- パネルディスカッション スローフード・フレンズ北海道
- 寸劇 ようてい地域消費生活相談窓口(ニセコ町) 北海道札幌丘珠高等学校家庭クラブ 北海道江別高等学校

#### 消費者教育フェスタin札幌

- 講話 東京家政学院大学 副学長 上村 協子氏 『これからの消費者教育(基本方針を踏まえ)』
- ワールド・カフェ 『連携・協働による消費者教育に向けて』 ゲストコメンテーター: 上村委員 ファシリテーター: 古瀬 正也氏(古瀬ワークショップデザイン事務所代表)
- 資料展示

#### 資料展示

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。(32企業・団体が出展)

第一生命保険、カルビー、消費者教育支援センター、ACE、野村ホールディングス、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、全国大学生生活協同組合連合会、シャープ、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、金融広報中央委員会、トヨタ自動車、三菱自動車工業、日本自動車工業会、消費者関連専門家会議、日本労働組合総連合会、全国銀行協会、日本クレジット協会、日本損害保険協会、ESD-J、生命保険文化センター、生活協同組合コープさっぽろ、スローフード・フレンズ北海道、消費者支援ネット北海道、全国消費生活相談員協会、日本弁護士連合会、SMBCコンシューマーマイアティクス、日本広告審査機構、北海道消費者協会、国民生活センター、北海道、経済産業省、消費者庁(順不同)



#### ワールド・カフェ

4~5人のグループに分かれ、席替えを行いながら、「これからの消費者教育を促進するために、連携や協働の必要性を感じた時は、どんな時ですか?」「連携や協働を進めていたためには、いったい、どういふ働きかけが必要なのでしょうか?」などの問いに対し話合った。



### 平成25年度 消費者教育フェスタ in 名古屋

名古屋会場のフェスタにおいても、多くの関係者の参加が促されるよう、平成25年度「地方消費者グループ・フォーラム」(中部ブロック実行委員会及び消費者庁主催)と連携して開催した。

グループ・フォーラムにおいて、文部科学省の報告、取組報告といった講義形式のプログラムの実施後、消費者教育フェスタとして、実践事例の報告およびミニパネルディスカッション、分散交流会を実施。参加者がお互いの活動について知り、目的を共有しながら意見交換することを通じて、個々の活動について振り返り、自らの立場でどのようなことができるのかを考え、連携・協働による消費者教育推進のきっかけの場となった。

- ◇日時 平成26年1月17日(金)11:00~16:00 ※うち地方消費者グループ・フォーラムin中部 11:00~12:05
- ◇会場 日本ガイシフォーラム(名古屋市)
- ◇主催 文部科学省 ◇協力 消費者庁、社会的責任に関する円卓会議
- ◇参加者 教育委員会、消費者行政担当部局(消費生活センター)、教職員、大学、消費者団体、企業・事業者団体等から192名

#### グループ・フォーラムin中部

- 消費者庁及び文部科学省報告
- 取組報告
  - ・小・中学生用副読本の作成と授業への展開(岐阜県)
  - ・消費者教育は幼児期から
  - ・静岡県委託「消費者教育進事業出前講座」(静岡県)
  - ・持続可能な社会の実現をめざす生徒の育成
  - ・中学校における消費者市民教育(三重県)
  - ・知的・精神障害のある高校生・若者への金銭教育(愛知県)

#### 消費者教育フェスタin名古屋

- 講話 消費者教育支援センター 総括主任研究員 柿野 成美氏 『学校及び地域における消費者教育の推進について』
- 実践事例報告 学校及び社会教育施設における消費者教育取組実践発表
  - 「岐阜市における取組」 石田幸子氏(岐阜市立加納中学校 教諭)
  - 花井泰子氏(岐阜市消費生活センター 消費生活相談員)
  - 阿部和子氏(岐阜市教育委員会学校指導課教育研究所 主査)
  - 「契約からみた生命保険」 牛嶋信治氏(生命保険文化センター生活情報室)
- 発表者によるミニパネルディスカッション ○分散交流会 ○資料展示

#### 実践事例報告・分散交流会

柿野委員の講話後、学校及び社会教育施設における消費者教育の取組実践発表を行いました。学校関係では、岐阜市における取組について、実際に取り組まれた岐阜市の方からその内容について発表をいただき、社会教育関係においては、「契約」の概念や約款の中心に発表いただきました。その後、柿野委員をコーディネーター、各発表者をパネラーとして、ミニパネルディスカッションを実施しました。また、これらの発表等を踏まえ、分散交流会として、参加者が、それぞれの活動や取組の課題などについて意見交換を行い、地域における消費者教育推進のための交流を行いました。



#### 資料展示

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。(32企業・団体が出展)

国民生活センター、消費者教育支援センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、消費者関連専門家会議、生命保険文化センター、全国消費生活相談員協会、日本広告審査機構、日本自動車工業会、全国銀行協会、日本クレジット協会、日本損害保険協会、全国大学生生活協同組合連合会、金融広報中央委員会、日本労働組合総連合会、日本弁護士連合会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、ACE、ESD-J、第一生命保険、カルビー、野村ホールディングス、シャープ、損害保険ジャパン、トヨタ自動車、三菱自動車工業、SMBCコンシューマーマイアティクス、東海労働会館、愛知県、三重県、名古屋市消費生活センター、経済産業省、消費者庁(順不同)



## 平成25年度 消費者教育フェスタ in 千葉

千葉会場のフェスタにおいては、多くの関係者の参加が促されるよう、平成25年度「地方消費者グループ・フォーラム」(関東ブロック実行委員会及び消費者庁主催)と連携して開催した。

1日目は、千葉市教育委員会、社会的責任に関する円卓会議等の御協力の下、千葉市立**轟町**小学校及び中学校において、演芸家の江戸家猫八さんと立教大学大学院教授の萩原なつ子先生とのトークイベントを始め、消費者教育の授業と団体や企業等によるワークショップ等実践の公開等を行った。

2日目は、千葉市民会館において、札幌、名古屋及び前日開催された消費者教育フェスタを受け、パネルディスカッションとして、学校現場や消費者団体等の立場から、地域社会における消費者教育における連携・協働の在り方について討論等を行った。

- ◇日 程 平成26年1月30日(木)、31日(金)
- ◇主 催 文部科学省 ◇共 催 千葉市教育委員会
- ◇協 力 消費者庁、社会的責任に関する円卓会議
- ◇後 援 千葉県、千葉県教育委員会、千葉市、国立大学法人千葉大学
- ◇参加者 教育委員会、消費者行政担当部局(消費生活センター)、教職員、大学、消費者団体、企業・事業者団体、保護者等から608名

### 1日目 会場:千葉市立轟町小学校、轟町中学校

- 四代目江戸家猫八氏と萩原なつ子氏(立教大学大学院教授)とのトークイベント  
『100年以上続く、伝統芸の動物ものまね芸を通して考える「消費者市民社会」』
- 消費者教育に関する授業及び企業・団体等によるデモンストレーション授業の公開
- 消費者教育の幅広い実践に向けて～学校における取組を例に～



### 2日目 会場:千葉市民会館

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 消費者教育フェスタ                          | 地方消費者グループ・フォーラムin千葉  |
| ○パネルディスカッション<br>『連携・協働による消費者教育の推進』 | ○消費者啓発出前劇の公演(NPO法人いちかわ市民文化ネットワーク)<br>○消費者団体からの取組事例報告 ○分散交流 |

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等によるデモンストレーション授業、教材・資料の展示を実施。

### 資料展示

様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。  
(33企業・団体が出展)

国民生活センター、消費者教育支援センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、消費者関連専門家会議、生命保険文化センター、全国消費生活相談員協会、日本広告審査機構、日本自動車工業会、全国銀行協会、日本クレジット協会、日本損害保険協会、全国大学生生活協同組合連合会、金融広報中央委員会、日本労働組合総連合会、日本弁護士連合会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、千葉県消費生活相談員の会、開発教育協会、ACE、「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)、第一生命保険、カルビー、キッコーマン、ワコールツボミスクール、野村ホールディングス、KDDI、シャープ、損害保険ジャパン、トヨタ自動車、三菱自動車工業、SMBコンシューマーファイナンス、経済産業省、消費者庁(順不同)



### デモンストレーション授業

轟町小学校全クラスと轟町中学校1年生、2年生及び特別支援学級生徒を対象に、企業・団体等による消費者教育に関する講座を実施(22講座)

#### 小学校実施講座

- 【小学校1年生】千葉県
- 【小学校2年生】千葉市消費生活センター、花玉
- 【小学校3年生】ロッテ
- 【小学校4年生】ACE、シャープ、  
資源環境の教育を考える会「エコが見える学校」
- 【小学校5年生】東京ガス
- 【小学校6年生】SMBコンシューマーファイナンス、富士通  
(特活)開発教育協会

#### 中学校実施講座

- 【中学校1、2年生】千葉県消費者センター
- 【中学校1年生】日本クレジット協会、東洋ライズ、  
生命保険文化センター
- 【中学校2年生】第一生命保険、パナソニック、  
日本広告審査機構、カゴメ(ACAP)、
- 【特別支援学級】子供のお金教育を考える会

二日目のプログラムは、消費者庁主催の地方消費者グループ・フォーラムと連携企画として実施。パネルディスカッションでは、今年度の消費者教育フェスタの最終会場であることから、すでに実施した札幌会場、名古屋会場及び前日の千葉会場での様子をご報告(成果・課題等)いただくとともに、この報告を踏まえ、多様な関係者の立場から、意見交換が行われた。

#### パネルディスカッション

コーディネーター：西村 隆男氏 横浜国立大学教育人間科学部教授  
パネリスト：萩原 なつ子氏 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授  
柿野 成美氏 公益財団法人消費者教育支援センター主任総括研究員  
庄司佳子氏 千葉市立轟町小学校校長  
池田 美明氏 千葉県環境生活部県民生活課副課長  
拝師 徳彦氏 消費者行政充実ネットちば事務局長

- ◆ 特別支援学級では、意思決定をすることを意識して、授業構成をしている。障害のある子供は、選択の機会を与えられない現状があるため、選択の機会を教育活動の中で多く設けて、練習していくことがたまされない大人へと成長するために重要である。
- ◆ 消費者教育を進めるうえでは、学校教育では、子供一人一人が考え、選択する、そして、「こうすれば、自分たちができる」といったことを社会に発信していくという繰り返しによって、力が定着していくと思う。
- ◆ 学校への企業等の出前授業の協力についても、「子供自身が選択する」という場をもう少し設定していただくと「生きる力を育む」という学校教育の理念に合致してくるのではないかと。
- ◆ 異なる主体がつながることによって新しいことを見いだせたり、解決へつながったりするが、強すぎるつながりではなく、緩やかなつながりというものを、日頃から構築しておくことが必要。
- ◆ 消費者教育の推進のためには、情報の発信、そのツールの構築と継続性が必要と考えている。そして、お互いのことを知り、必要な支援をしていくということが必要。
- ◆ やはりコーディネーターは、連携・協働を進めていくためには重要だが、学校と地域では、推進していくうえで、役割が違うと思った。
- ◆ 団体は、地域での実践を積んでいき、そこに学校教育が校外授業などで入ってこれるような環境にしていきたい。



## 消費者教育アドバイザーの派遣

文部科学省では、平成25年度から、地域における消費者教育が、連携・協働により一層推進されるよう、有識者や実践活動者を「消費者教育アドバイザー」として、地方自治体等からの求めに応じて派遣する制度を実施しています。

地域における消費者教育の推進を図るため、「消費者教育アドバイザー」を積極的に御活用ください。

### 【消費者教育アドバイザー】

荒木 武文	神戸市教育委員会事務局健康教育担当部長
あんびるえつこ	子供のお金教育を考える会代表
上村 協子	東京家政学院大学副学長
柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
清國 祐二	香川大学生涯学習教育研究センター長
須黒 真寿美	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
萩原 なつ子	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科教授

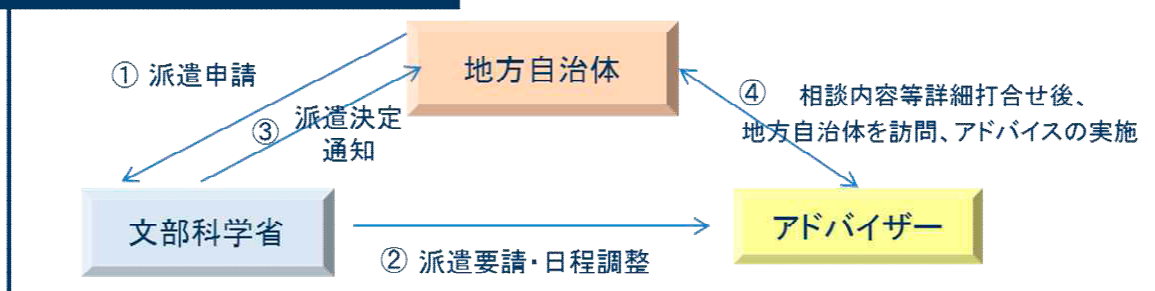


### 【想定される活動例】

- ・地方自治体における消費者教育推進方策に係る指導助言
- ・消費者教育に関するフォーラム等における講演、パネリスト
- ・教職員、民生委員、社会福祉主事等に対する研修等の講師
- ・連携・協働体制構築のためのコーディネーター 等



### アドバイザー派遣の流れ・手続き



○文部科学省ホームページ 「消費者教育アドバイザー」派遣の実施について  
 URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syohisha/detail/1339570.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syohisha/detail/1339570.htm)

## 2. 平成25年度消費者教育フェスタ及びアドバイザー派遣事業の検証 「学校・保護者・消費生活センターが取り組む「親子で学ぶ消費者教育」に参加して」



公益財団法人消費者教育支援センター  
総括主任研究員 柿野成美

文部科学省に設置された消費者教育アドバイザーとして、岐阜市教育委員会に派遣された。岐阜市は平成23年度に開催された消費者教育フェスタの開催地であり、その時の全体テーマ「親子で学ぶ消費者教育」を継承して、フェスタ終了後も各学校で実践が深められている地域である。

11月8日、岐阜市立加納中学校で行われた授業は、中学1年家庭科のD「身近な消費生活と環境」のうち「消費者の権利と責任」を扱うものであった。この内容は、学習指導要領改訂で新たに学習内容として位置づけられたもので、家庭科教員にとって教えづらい内容の上位に挙げられるものである。生徒にとって身近な「折りたたみ自転車が悪化した事例」を取り上げ、「商品トラブルにあったときには、どのような対応をするとよいのだろうか」と質問するところから授業が始まった。

本実践には主に3つの特徴があった。

第一の特徴は、岐阜市消費生活センターとの連携・協働である。従来、消費生活センターが学校と関わりを持つ場合、センターの職員や消費生活相談員が出前講座の講師として出向き、与えられた時間を使って話をするケースが一般的である。しかし、岐阜市消費生活センターは、授業を実践する教員と消費生活相談員がTT（ティームティーチング）で共に授業を作り上げる形をとっている。通常の教科の学習において、ゲストティーチャーとして消費生活相談員を迎え、教員の進行の中で登場する方法は、学習者からみた場合に本来もっとも効果的な方法と言えよう。



この様子は、名古屋で開催された消費者教育フェスタにおいて、教員と消費生活相談員の打ち合わせから授業に至る様子についてロールプレイ方式で報告があり、その内容の詳細を共有化できたことは大きな収穫だった。教員との連携では、事前打ち合わせの時間をどのように工面するかが課題となるが、打ち合わせのポイントを具体化していくことで相互に負担感は減るであろう。

授業のプロである教員と、消費生活相談のプロである相談員による授業展開は、学校における消費者教育のあり方として有益であり、今後、全国的な普及のための支援方法について、さらなる検討が重ねられる必要がある。



第二の特徴は、「親子で学ぶ」ために保護者参加型の授業とし、親子での学びあいを重視した点である。保護者参加型の授業の効果は、授業を受けている生徒が親世代との考え方の相違や、自分たちに不足している視点の広がり気づくことができる点にある。また、参加した保護者にとっても、子ども達の消費生活に対する考え方や態度について知る機会になるだけでなく、普段何気なく行っている自らの消費生活を客観的に位置づけ、消費者の権利や責任という枠組みで考える機会となったようだ。

ただ残念なことに、参加した保護者は全体から見れば限られた人数であったため、今後多くの保護者に参加してもらうための工夫が必要だと思われた。そのためには、この取組の意義や当日の様子等を各家庭に積極的に広報していくことが不可欠であろう。

また、1回の授業で終わるのではなく、保護者向けの講演会の実施などにつなげていく視点も欠かせない。消費生活をテーマに家庭と学校をつなげていくことで、保護者、生徒の双方にとって、これまでの消費生活を振り返る良い機会になるであろう。

最後の特徴は、授業内容そのものにある。「商品トラブルにあった時」に、生徒の多くは自分が納得して購入したのだから仕方がないと考えており、中には「捨てる」と発言した生徒もあった。生徒は、グループで意見交換したり、保護者の意見を聞くことで、「商品トラブルにあった時に『伝える』」ことは、他の人の被害を防ぐために重要なことであることに気づく。また、ゲストティーチャーである消費生活相談員から、「消費者の声でよりよくなった商品の話」を聞き具体例を見ることで、消費者としての責任を果たすことが、社会全体の幸せにつながっていくこと

を理解する。本授業内容は消費者被害防止の視点のみならず、消費者市民社会実現に向けた内容になっていたことから、この展開方法は他の実践者にとって大いに参考になろう。

今回の岐阜市の事例は、消費者教育フェスタの地方開催という機会を活かして、市内全域に消費者教育の基盤ができたからこそ、実現が可能になったと思われる。この取組を岐阜市として持続可能な枠組みとしていくために、より一層充実した体制整備を期待したい。

また、一般的にハードルが高い学校と消費生活センターの連携を可能にしたのは、連携の発端となった一人の熱心な教員と、その想いを受け入れた熱心な一人の消費生活相談員との協働が基礎にあった。一つの成功事例を市内の家庭科教員に広げるための働きかけを行った相談員側の努力が、今回の実践事例につながっていることも忘れてはならないだろう。今後、このような実践を他市でも実践できるようにするには、学校、消費生活センター双方にどのような働きかけが必要なのか、推進体制作りの観点から十分な議論が必要であろう。

(参考文献)

神山留美子「実践報告 消費者の権利と責任をどのように教えるか?～消費生活相談員との協働から見えたもの～」『消費者教育研究』No.154, 2012